

6 激甚災害に係る特定地方公共団体 (告示)

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、次に掲げる市町村を平成二十五年に発生した激甚災害に係る同条第一項の市町村として告示する。

平成二十六年三月十四日

文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

下村 博
田村 憲
林 芳
太 田 昭

文久
正宏

県 名	郡 名	市 町 村 名
北海道 青森県 岩手県 山形県 東京都 長野県 静岡県 奈良県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 高知県 熊本県 鹿児島県	西津軽	夕張市
		鱒ヶ沢町
		二戸市
		雫石町
		紫波町
	岩 手 紫 波 下閉伊 二 戸 西村山	山田町
		岩泉町
		一戸町
		西川町
		大江町
	下伊那 賀 茂 吉 野	大島町
		阿智村
		西伊豆町
		黒滝村
		野迫川村
	伊 都 邑 智 鹿 足	高野町
		江津市
		美郷町
		邑南町
		津和野町
	幡 多 球 磨	高粱市
		山口市※
		萩市
		三原村
		水上村
		西之表市

備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第三条第一項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第一条第一項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）（１）に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。